

# 入職促進に向けた取組方針

## (目的)

第1条 本方針は、福祉・介護職員等処遇改善加算における職場環境等要件のうち「入職促進に向けた取組」に関し、当法人の基本的な考え方及び取組内容を定めることを目的とする。

## (経営理念・ケア方針・人材育成方針の明確化)

第2条 当法人は、経営理念及びケア方針を明確にし、その実現に向けた人材育成に取り組む。

2 人材育成方針は、次のとおりとする。

- (1) 新任職員に対し、OJT を通じて基本的な支援技術・接遇マナー・職業倫理を習得させる。
- (2) 介護福祉士、行動援護従業者養成研修等の資格取得を積極的に支援する。
- (3) 外部研修・講習会への参加機会を確保し、専門知識・技術の向上を図る。
- (4) 定期的な面談等を通じて、職員のキャリア形成を支援する。

## (他事業者との連携による人材確保)

第3条 当法人は、地域の他事業者との連携による人材確保の推進に努めるものとする。

2 前項の取組として、次の事項について積極的に検討し、機会があれば実施するものとする。

- (1) 他事業者との合同による採用説明会・就職相談会の開催
- (2) 事業者間での合同研修の実施
- (3) 地域の事業者団体等を通じた情報交換・人材交流

## (採用方針)

第4条 当法人は、経験・資格の有無にかかわらず、障害福祉サービスに対する意欲と熱意を持つ人材を幅広く採用する。

2 具体的な取組は、次のとおりとする。

- (1) 業界未経験者であっても、入職後の育成・資格取得支援により専門職として成長できる環境を整備する。
- (2) 年齢にかかわらず意欲ある人材を採用し、特に豊富な社会経験・人生経験を持つ中高年齢者の採用を積極的に行う。
- (3) 他産業からの転職者を歓迎し、異業種で培った経験・スキルを活かせる職場環境を整備する。
- (4) 入職後の資格取得に係る費用を会社が負担し、キャリアアップを支援する。

**(職業魅力度向上に向けた取組)**

第5条 当法人は、障害福祉サービスの仕事の魅力を広く発信し、人材確保につなげるため、次の取組を行う。

- (1) ハローワーク等における会社説明会の開催
- (2) 職場体験・職場見学の受入れ
- (3) 地域行事への参加等を通じた事業所の認知度向上

**附則**

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

株式会社 LIFE RICH  
代表取締役 遊佐 大輔